

運 営 規 程

医療法人社団 博友会

グループホームかないわ

指定認知症対応型共同生活介護事業所管理運営規程
グループホームかないわ

第一章 事業の目的及び運営方針

(目的)

第1条 医療法人社団博友会(以下「事業者」という。)が行なう共同生活住居の入居者に対する指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護又は、指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、共同生活住居の管理者や従業員が、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）であって認知症の状態にあるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話又は支援及び機能訓練を行なうことにより、要介護者にあつてはその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにし、要支援者にあつては心身機能の維持回復を図り生活機能維持又は向上を目指す。

2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立った指定認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護）等の提供に努める。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

5 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行ない、市町、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、他の地域密着型介護予防サービス事業者、介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 グループホームかないわ

所 在 地 石川県金沢市金石北1丁目19番16号

TEL : 076-255-6634 FAX : 076-266-2131

第二章 従業員の職種、員数及び職務内容

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 各共同生活住居の従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一 管理者 1人以上

専ら共同生活住居の職務に従事する常勤の者で共同生活住居の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なうとともに従業者にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行なう。

二 計画作成担当者 1人以上

入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護）計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「認知症対応型共同生活介護計画等」という。）を作成するとともにその実施及び進行のリーダーシップをとる。

三 介護従業者 6人

管理者の指示を受け、入居者の日常生活の状況等の把握に努め、認知症対応型共同生活介護計画等に基づき健康管理及び必要な食事、入浴及び排泄等の生活援助指導を行なうとともに緊急時等の対応を行なう。

第三章 利用定員

（入居者の定員）

第5条 共同生活住居「和み・笑み」の各入居者は9名とする。（定員の遵守）

第6条 災害その他のやむを得ない事情を除き、入居定員及び居室の定員を越えて入居させない。

第四章 指定認知症対応型共同生活介護等の 内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護等の提供に際し、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者等の勤務体制等、設備の概要、事故発生時の対応、苦情処理体制を記した文書を交付して説明を行ない、提供開始についての同意を得る。

（入退居）

第8条 指定認知症対応型共同生活介護等は、要介護者等であって認知症の状態にある者のうち少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にある者であることを確認する。
- 3 居室が空いていない場合、入居の必要がない場合等の正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護等の提供を拒否しない。
- 4 入居申込者が入院治療を必要とする等、自ら必要なサービスを提供する事が困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護等の事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 5 入居申込者の入居に際しては、心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。また、入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が必要であると認められながら、これらが期待できない場合については、市町とも連携し、成年後見制度

や地域福祉権利擁護事業の活用を可能な限り図る。

- 6 入居者の退居の際には、入居者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行なう。
- 7 入居者の退居に際しては、入居者又はその家族に対し、適切な指導を行なうとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービス提供の記録)

- 第9条 事業者は、入居に際して入居年月日及び入居している共同生活住居の名称を被保険者証に記載する。退居に際しても同様とする。退居年月日を入居者の被保険者証に記載する。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者もしくは代理人からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者もしくは代理人に対して開示・提供する。

(受給資格等の確認)

- 第10条 指定認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護）等の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定者」という。）の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護等を提供するように努める。

(要介護認定等の申請に係る援助)

- 第11条 指定認知症対応型共同生活介護（等の開始に際し、要介護認定等を受けていない入居申込者については、当該入居申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行なわれるよう必要な援助を行なう。
- 2 要介護認定等の更新申請が遅くとも要介護認定等の有効期間の満了30日前には行なわれるよう必要な援助を行なう。

(認知症対応型共同生活介護計画等の作成)

- 第12条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画等の作成に関する業務を担当させる。
- 2 認知症対応型共同生活介護計画等の作成に当たっては、通所介護又は介護予防通所介護の活用、地域活動への参加機会の提供等により入居者の多様な活動を確保する。
 - 3 計画作成担当者は入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画等を作成する。
 - 4 計画作成担当者は、それぞれの入居者に応じた認知症対応型共同生活介護計画等を作成し、入居者又はその家族に対し、その内容等について説明し、入居者

の同意を得るとともに、当該認知症対応型共同生活介護計画等を入居者に交付する。

- 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画等の作成後においても介護従業者と実施状況の把握を行ない必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画等の変更を行なう。

(指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護の取扱方針)

- 第13条 指定認知症対応型共同生活介護等は、入居者の認知症の症状観察を行い、安心して日常生活を送ることができるよう入居者の心身の状況を踏まえ適切に行なう。特に要支援者に対しては、その有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供や、入居者の主体的な事業参加への働きに努め、できる限り要支援状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行なう。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護等は、入居者一人一人の人格を尊重し入居者が役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように配慮して行なう。
 - 3 指定認知症対応型共同生活介護等は、認知症対応型共同生活介護計画等に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう。
 - 4 介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解し易いように説明を行なう。
 - 5 指定認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行なわない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その入居者の心身の状況及び理由を記録する。
 - 6 自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行なうとともに定期的に外部のものによる評価を受けて、それらの結果を公表し常にその改善を図る。

(介護)

- 第14条 介護は、入居者の心身の状況に応じ入居者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行なう。
- 2 入居者に対して、入居者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせない。
 - 3 入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と介護従業者が共同で行なう。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第15条 入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援を行なう。

- 2 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、入居者又はその家族が行なうことが困難である場合、適宜対応する。
- 3 常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保する。

(利用料等の受領)

- 第16条 法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護等を提供した際は、その入居者から利用料の一部として当該指定認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護）等に係る地域密着型介護サービス費用基準額又は、地域密着型介護予防サービス費用基準額（以下「地域密着型介護サービス（短期利用共同生活介護）費用基準額等」という。）から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費又は、地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護等を提供した際にその入居者から支払いを受ける利用料の額と指定認知症対応型共同生活介護等に係る地域密着型介護サービス費用基準額等との間に不合理な差額が生じないようにする。
 - 3 前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受ける。
 - (1) 食材料費 1日当たり 1,050円
 - (2) 理美容代 実費相当額
 - (3) おむつ代 実費相当額
 - (4) 家賃 月額 40,000円（1ヶ月に満たない場合は日額計算とする）
 - (5) 光熱水費 月額 20,400円（ ” ” ）
 - 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第17条 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービスを入居者又は家族に報告する。

第五章 入居に当たっての留意事項

(日課の励行)

- 第18条 入居者は、管理者や介護従業者などの指導により安心安楽を基本とした共同生活住居内での相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

- 第19条 入居者は、外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届

け出る。

(健康保持)

第20条 入居者は健康に留意するとともに、施設で行う健康診査等には特別な理由がない限り受診しなければならない。

(衛生保持)

第21条 介護従業者は、入居者の共同生活住居における清潔、整頓、その他環境衛生を保持出来るよう努める。

(禁止行為)

第22条 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 共同生活住居の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること。
- 四 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第六章 非常災害対策

(非常災害対策)

第23条 共同生活住居の非常災害対策については、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行なう。また、消防法第8条に規定する防火管理者を置き、次のとおり万全を期す。

- 一 防火管理者にホーム長を充て、火元責任者には各担当者職員を充てる。
- 二 自主検査は、火災・危機の排除を主眼とした簡易な検査を始業時、就業時に行なう。
- 三 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼するものとし、点検にあたっては防火管理者が立ち会う。
- 四 非常災害用設備は、常に有効に保持するように努めるとともに、法令に定められた基準に適合するように努める。
- 五 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小に留めるため、防火体制の編成により、任務の遂行に当たる。また、地域住民及びボランティア組織等とも日常の連携を密にし、緊急時の応援、協力体制を確保する。
- 六 防火管理者は、次のとおり従業者に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
 - 1.年1回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練
 - 2.年1回以上の入居者を含めた総合訓練
 - 3.随時、非常災害用設備の使用方法的徹底
- 七 その他、必要な災害防止対策については、別に「防火管理規定」を定める。

第七章 その他運営に関する重要事項

(入居者に関する市町への通知)

第24条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なく意見を付してその旨を市町に通知する。

- 一 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態又は要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 不正行為による保険給付を受ける又は受けようとした場合。

(勤務体制の確保)

第25条 入居者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護等を提供することができるよう従業者の勤務体制を定める。

- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 事業所は、全ての認知症対応型共同生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者に対し、資質向上のために次のとおり研修の機会を確保する。
 - 一 採用時研修（採用後1ヶ月以内）
 - 二 継続研修等（年一回の従業者への研修）

4. 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第26条 入居者の使用する施設設備、その他食器又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

- 2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、別に「感染症予防マニュアル」を定める。また、必要に応じて金沢市保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこととする。更に、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等の対応)

第27条 現に指定認知症対応型共同生活介護等の提供を行なっているときに、入居者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講じる。

(協力機関等)

第28条

- 1 入居者の病状の急変等のための協力医療機関は次のとおりである。
 - ① 名称 金沢西病院
所在地 石川県金沢市駅西本町6丁目15番41号
 - ② 名称 金沢西みなとクリニック
所在地 石川県金沢市金石東1丁目4番地11号
- 2 入居者のための協力歯科医療機関は次のとおりである。
 - ① 名称 医療法人社団 慈恵会 中嶋歯科医院
所在地 石川県金沢市東山3丁目5-10
- 3 入居者に対する介護に関する緊急時の対応のための施設は次のとおりである。
 - ① 名称 金沢西病院
所在地 石川県金沢市駅西本町6丁目15番41号

(掲示)

第29条 共同生活住居の見やすい場所に運営規程の概要、介護従業者等の勤務体制、協力医療機関、協力歯科医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

- 第30条 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 2 共同生活住居の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。
 - 3 サービス担当者会議等において、入居者及び家族の個人情報を用いる場合は入居者、その家族から同意をあらかじめ文書により得る。

(広告)

第31条 虚偽又は誇大な広告はしない。

(居宅介護支援事業者等に対する利益供与等の禁止)

- 第32条 居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）又はそれらの従業者に対し、要介護被保険者又は要支援被保険者に対して共同生活住居を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 2 居宅介護支援事業者又それらの従業者から共同生活住居からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第33条 指定認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護）等に関する入居者及

びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護等に関し、市町が行なう文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は市町職員からの質問、若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町が行なう調査に協力するとともに、市町からの指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
- 4 市町からの求めがあった場合には前項の改善の内容を市町に報告する。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護等に係る入居者からの苦情に関しては国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
- 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(調査への協力等)

第34条 提供した指定認知症対応型共同生活介護等に関し、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護等が行なわれているかどうかを確認するために市町が行なう調査に協力するとともに、市町からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

(地域との連携)

第35条 指定認知症対応型共同生活介護等の提供にあたっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、金沢市の職員又は事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護（又は介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表する。
- 3 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行なう等の地域との交流を行なう。
- 4 提供した指定認知症対応型共同生活介護等に関する入居者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行なう事業その他の市町が実施する事業に協力する。

(事故発生時の対応)

第36条 指定認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町、入居者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に対して採った処置を記録する。
- 3 入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故

が発生した場合は損害賠償を速やかに行なう。

- 4 前項の損害賠償に対応するためグループホームかないわは賠償責任保険に加入する。

(会計の区分)

第37条 共同生活住居ごとに経理を区分するとともに、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第38条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に係る記録を整備する。

- 2 入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護）等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 一 認知症対応型共同生活介護計画等
 - 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 四 第23条に規定する市町への通知に係る記録
 - 五 入居者及びその家族からの苦情の内容等の記録
 - 六 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
 - 七 運営推進会議での報告、評価、要望、助言等についての記録

(業務継続計画の策定等)

第39条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(雑 則)

第40条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団博友会が定めるものとする。

附則

この規程は平成22年6月25日から施行する。

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規定は平成26年1月1日から施行する。

この規定は平成28年4月1日から施行する。

この規定は令和元年10月1日から施行する。

この規定は令和5年12月1日から施行する。

